

千 歳 市
新型インフルエンザ等
対 策 行 動 計 画

平成 26 年 12 月

千 歳 市

目 次

第1 はじめに

- 1 行動計画策定の趣旨 3
- 2 千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 4

第2 対策の実施に関する基本方針

- 1 新型インフルエンザ等の特徴 4
- 2 対策の目的 5
- 3 発生段階の設定 6
- 4 基本的な考え方 7
- 5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 7
- 6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 8
- 7 対策推進のための役割 9
- 8 市行動計画の主要6項目 11

第3 各段階における対策

未発生期

- 1 実施体制 19
- 2 情報収集・サーベイランス 19
- 3 情報提供・共有 20
- 4 予防・まん延防止 20
- 5 医療 21
- 6 市民生活及び市民経済 22

海外発生期

- 1 実施体制 23
- 2 情報収集・サーベイランス 23
- 3 情報提供・共有 23
- 4 予防・まん延防止 23
- 5 医療 24
- 6 市民生活及び市民経済 24

国内発生早期

- 1 実施体制 25
- 2 情報収集・サーベイランス 25
- 3 情報提供・共有 26
- 4 予防・まん延防止 26
- 5 医療 27
- 6 市民生活及び市民経済 27

国内感染期

1 実施体制 29
2 情報収集・サーベイランス 29
3 情報提供・共有 30
4 予防・まん延防止 30
5 医療 30
6 市民生活及び市民経済 31

小康期

1 実施体制 32
2 情報収集・サーベイランス 32
3 情報提供・共有 33
4 予防・まん延防止 33
5 医療 33
6 市民生活及び市民経済 33

【参考】 千歳市新型インフルエンザ等対策本部条例 34

【参考】 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 35
(北海道新型インフルエンザ等対策行動計画より転記)

【用語の説明】 38

第1 はじめに

1 行動計画策定の趣旨

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気であるが、インフルエンザウイルスは、10～40年周期により、ウイルスのタイプが全く異なる新型のインフルエンザとなって世界で大流行（パンデミック）しており、近年は鳥や他の動物のインフルエンザウイルスが変異して新型インフルエンザとなり、ヒト（ヒトからヒト）に感染している。ほとんどの人は新型インフルエンザに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中には、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものになる可能性がある。

国は、2003年（平成15年）10月に「新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会」を設置し、この委員会の提言に基づき、2005年（平成17年）4月「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づく「感染症の予防の総合的推進を図るための基本的な指針」等を改正し、新型インフルエンザワクチンの開発や治療薬である抗インフルエンザウイルス薬の備蓄などに係る規定を盛り込み対策を進めてきている。

2005年（平成17年）、世界的に鳥インフルエンザが発生したことから、迅速かつ確実な対策を講じるため、国は2005年（平成17年）12月に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定している。その後数度の改定を行い、2013年（平成25年）6月に国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進するため新たに「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」を策定している。

2013年（平成25年）4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等の緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とともに、国全体として万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしている。

北海道は、政府の新型インフルエンザ対策行動計画を基本に、2005年（平成17年）12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、特措法の制定及び政府行動計画の改定に伴い2013年（平成25年）10月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道行動計画」という。）」として全面改定を行っている。

2 千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ対策は、可能な限りヒトへの感染及び拡大を防止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破たんに至らせないことにある。このことから、当市では、国や道などの関係機関から新型インフルエンザ流行に係る的確な情報を適時に入手し、これら関係機関と連携した対応を行うため2009年（平成21年）6月に「千歳市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定している。また、新型インフルエンザ対策は、大規模災害と同様に様々な行政機関と関わりがあることから、被害を最小限に抑えるため感染症法の枠組みを超えた「危機管理」の問題として対応を行うこととしている。

政府は、2009年（平成21年）4月にメキシコにおいて大流行した「新型インフルエンザ（A/H1N1）」の教訓を踏まえ、対策の実効性をより高めるため、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定している。この特措法を受けて政府行動計画、道行動計画がそれぞれ改定されたことから、「千歳市新型インフルエンザ対策行動計画」の名称を「千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）に変更し内容の改定を行うこととする。

なお、市行動計画に新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見等を取り入れ、見直しを行う必要がある場合には、必要な変更を行うこととする。

（1）市行動計画の対象とする新型インフルエンザ等は、以下のとおりである。

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

（2）鳥インフルエンザは特措法の対象とされていないが、政府行動計画及び道行動計画において関連する事案として、「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応」について参考として示していることから、市行動計画においても末尾に概要を示す。

第2 対策の実施に関する基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、都市化の進行、国際的な

輸送・交通網の発達等により、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば急速に広がり、道内や市域内への侵入は避けられないものと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等は免疫を持たない多くの市民が患い、重症化する可能性が高いことから、医療機関の受入能力を超える多くの患者が発生した場合には、市民の生命や健康、生活、経済などに大きな影響を与えることになる。このことから、危機管理に関わる重要な課題と位置付け対応を行う必要がある。

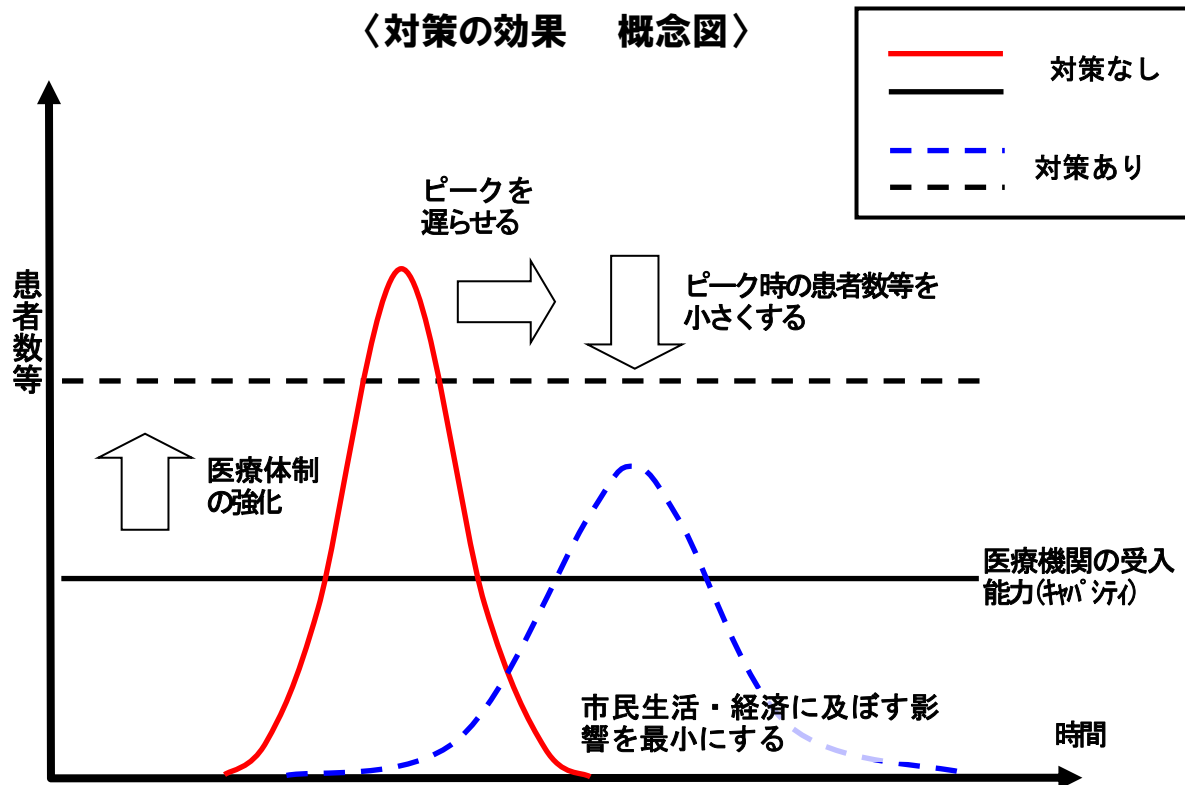
2 対策の目的

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ア 感染拡大を抑えて流行のピークをできるだけ遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくすることにより医療体制への負荷を軽減する。患者数等が医療機関の受入能力を超えないよう医療体制の強化を図り、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療の提供により、重症者や死亡者を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にする

- ア 地域における感染対策等により、患者や欠勤者を減らす。
- イ 事業(業務)継続計画(BCP)の作成・実施等により、医療の提供業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与するため業務の維持に努める。



3 発生段階の設定

新型インフルエンザ等の対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから事前の準備を進め、状況の変化に応じた意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設定し想定される状況に応じた対策の方針を定める必要がある。

- (1) 各発生段階は「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期」、「国内感染期」、「小康期」の5つに分類をする。
- (2) 国内の発生段階はWHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて政府対策本部が決定する。
- (3) 地域における発生段階の移行は、道が国と協議の上で判断することとしている。
- (4) 発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が出された場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

段 階	状 態
未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） <p>※ 感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態

4 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況に応じた対応が必要であるが、一つの対策に偏重して準備を行うと、他の状況に対応できず大きなリスクを負うことになる。このことから、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を基本に、発生した感染症の特性や病原性が低い場合等、発生の段階や様々な状況の変化に応じて対応できるよう柔軟な対策をとる必要がある。

国においては、新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等に記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしている。

市としては、こうした国の基本的考え方や道における新型インフルエンザ等対策の内容に基づき市が実施すべき対策を決定していくこととする。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、特措法その他の法令、政府行動計画、道行動計画及び市行動計画に基づき、国、道等と連携し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に行うこととする。この際、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該インフルエンザ対策の実施ため必要最小限のものとする。なお、新型インフルエンザ対策の実施に当たっては、根拠となる法令を前提とし、市民に対する説明を十分に行い、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がない場合もある。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

千歳市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は内閣に設置される新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市域内における新型インフルエンザ等対策の推進に当たり、必要がある場合には道対策本部に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請をする。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、公表・保存する。

6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

新型インフルエンザは、飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測され、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。新型インフルエンザ等の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に影響されるため、完全に予測することは難しいが、政府行動計画では、被害想定として現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を設定している。この数値を基に算出すると、被害想定は次のようになる。

(1) 国の被害想定【政府行動計画】

医療機関受診患者数	約 1,300～2,500 万人
-----------	------------------

※ 人口の 25%が新型インフルエンザにり患し、人口の 10.2～19.5%が受診すると想定

	中等度 ※1	重 度 ※2
入院患者数の上限	約 53 万人	約 200 万人
死亡者数の上限	約 17 万人	約 64 万人
1 日当たりの最大入院患者数※3	約 10.1 万人 (5 週目)	39.9 万人 (5 週目)

※ 1 病原性が中等度（アジアインフルエンザ並み 致死率 0.53%）

※ 2 病原性が重度（スペインインフルエンザ並み 致死率 2.0%）

※ 3 1 日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定により入院患者の発生分布を試算

(2) 道の被害想定【道行動計画】

医療機関受診患者数	約 55.9～107.5 万人
-----------	-----------------

	中等度	重 度
入院患者数の上限	約 2.3 万人	約 8.6 万人
死亡者数の上限	約 0.7 万人	約 2.8 万人
1 日当たりの最大入院患者数	約 0.43 万人	約 1.7 万人

(3) 市の被害想定【国が示している数値を基本に試算】

医療機関受診患者数	約 9,700～18,600 人
-----------	------------------

	中等度	重 度
入院患者数の上限	381 人 (0.4%)	1,526 人 (1.6%)
死亡者数の上限	95 人 (0.1%)	477 人 (0.5%)
1 日当たりの 最大入院患者数	75 人 (0.078%)	296 人 (0.31%)

これらの推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の投薬による効果や現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮されていない。この数値については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の情報収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととされている。

また、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であり、全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症は新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があることから、特措法の対象とされている。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することになる。このことから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染対策の他、空気感染対策も考える必要がある。

(4) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画では以下のような影響が一つの例として想定されている。

- ア 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次、り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し欠勤をするが、り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。
- イ 従業員が発症して欠勤する割合は、ピーク時（約 2 週間）には最大 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることが見込まれることから、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定される。

7 対策推進のための役割

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、

国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。新型インフルエンザ等発生前は、政府一体となった取組を総合的に推進し、新型インフルエンザ等発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等発生時には、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

ア 北海道

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努める。

イ 千歳市

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ることとする。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等が発生する前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとする。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型

インフルエンザ等の発生時においても最低限の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう新型インフルエンザ等が発生する前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般事業者

一般事業者については、新型インフルエンザ等発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小するなどの対応が望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 市民

新型インフルエンザ等発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等発生時に備えて、個人レベルにおいても食糧品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めるとともに発生状況や対策の実施状況等の情報を得て、感染拡大を抑えるため対策を実施するように努める。

8 市行動計画の主要6項目

政府行動計画及び道行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「実施体制」、「情報収集・サーベイランス」、「情報提供・共有」、「予防・まん延防止」、「医療」、「国民（道民）生活及び国民（道民）経済の安定」の6項目に分けて立案している。市行動計画においても政府行動計画及び道行動計画との整合性を確保し、上記6項目を主要な対策として位置付ける。各対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、当市は、国、道、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。当市においては、新型インフルエンザ等発生前から各部等との横断的な会議や情報交換等を通じ、事前準備、関係機関等との連携を図り、全庁一体となった取組を推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、WHOがフェーズ4又は相当する公表等

を行い政府対策本部が設置された場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、市長、副市長及び各部等の長からなる千歳市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市行動計画の策定や発生時の対応等について、専門家等から意見を聴くこととする。

ア 対策本部会議の設置等

（ア）発生前の体制（情報収集・分析及び情報共有のための警戒本部の設置）

未発生期のうち、海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況においては、保健福祉部において、国及び道等から得られた情報を収集・分析する。また、状況に応じて、千歳市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置するとともに、必要に応じ千歳市新型インフルエンザ等警戒本部会議（以下「市警戒本部会議」という。）を開催し、情報の共有及び新型インフルエンザ等発生に備えた体制の確認等を行う。

（イ）発生後の体制（市対策本部の設置、市対策本部会議等の開催）

国が政府対策本部を設置した場合は、「特措法に基づかない任意の市対策本部」を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合には、直ちに「特措法に基づく市対策本部」と位置付ける。なお、市対策本部の組織及び職務等については、特措法及び千歳市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）に準ずるものとし、特措法、条例に記載のない事項については、千歳市地域防災計画に準ずるものとする。また、市対策本部の設置に伴い、市対策本部会議を開催するとともに、迅速かつ機動的な対応を図るため、必要に応じ副市長を議長とする千歳市新型インフルエンザ等応急対策会議（以下「市応急対策会議」という。）を開催する。

（ウ）市対策本部の主要所掌事務

市対策本部の主要所掌事務は、特措法及び条例の規定によるほか、以下のとおりとするが、記載のない事項については千歳市地域防災計画に準ずるものとする。

- ① 新型インフルエンザ等の対策に係る総括、調整、実態把握、感染拡大防止対策、広報広聴等に関すること。
- ② 情報の収集、分析、共有(提供)に関すること。
- ③ 国、道、他自治体、関係機関等との総括的な連絡調整及び応援要請に関すること。
- ④ 各部等との連絡調整に関すること。
- ⑤ 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
- ⑥ 感染状況等の取りまとめ、記録等に関すること。

(2) 情報収集・サーベイランス

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集・分析し判断するとともに、その結果を関係者や市民に周知し理解を得ることが重要である。

したがって、感染症が発生した場合は、国、道等と連携を図り情報収集や市域内での疾病発生状況のサーベイランスなど体制を確立する。また、学校等において発生した場合には、発生状況や健康観察情報の迅速な情報提供を受け対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等の発生は、国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、市、医療機関、事業者、市民等の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であることから、対策の全ての段階において、国、道、市、医療機関、事業者、市民等の間におけるコミュニケーションが必要である。情報提供に当たっては、正確かつ迅速に行うとともに、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

イ 情報提供手段の確保

市民は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が様々であることから、高齢者や障害者、外国人、観光旅行者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供としてホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用も含め、防災行政無線や広報車など多様な媒体を用いるほか、関係機関や団体等を通じた周知に加え、特に支援が必要な者には町内会などの地域団体等の協力を得て周知等を行いできる限り迅速に、かつきめ細かく情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、予防的対策として、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供を行う。発生時に市民に正しく行動してもらうためには、平常時から適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策を理解してもらうことが必要である。特に学校については、集団感染が発生するなど感染拡大の起点となりやすいことから、保健福祉部と教育委員会等が連携して、児童や生徒、家庭等に対し情報提供を行うことが重要である。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、理由、実施主体を明確にし、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テ

レビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが必要であることから市対策本部に情報班及び広報広聴班を設置し、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。なお、国などの情報を入手した保健福祉部等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、広報広聴班と調整する。必要に応じ、相談窓口を設置するなど市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、市民からの相談や問い合わせの内容等から、発信した情報に対する反応などを分析し、次の情報提供に活かすこととする。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながるため、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動制限や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることから、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の実施または縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促し、市内における発生初期段階から、感染防止のため感染症法に基づく新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置及び患者の同居者等濃厚接触者に対する外出の自粛等の要請を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、北海道が不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市民及び事業者等に周知する。

地域・職場対策については、市内における発生初期段階から、職場における感染対策の徹底等、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道が施設の使用制限の要請等を行った場合には、迅速に周知徹

底を図る。大学、短期大学、高等専門学校等に対しては、未発生期からまん延防止対策を図るため、道と連携して、大学等に対し、学内保健センターや学内広報による事前の啓発を行うよう要請する。観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど、道と連携した取組を進める。また、各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する。そのほか、海外で発生した際には、国において、状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）等の水際対策が実施されることから、必要に応じて、国の取組に協力する。

ウ 予防接種

ワクチンを接種することにより、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数や入院患者数、重症者数を抑えることは、医療体制が対応可能な範囲内におさめることになり、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

（ア）特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種の総枠、対象、順位、その他の関連事項を決定することとされている。特定接種の対象となる者は、以下のとおりである。

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）、
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

（イ）特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる各市職員については、原則として各市を実施主体とした集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることとする。

（ウ）住民接種

住民に対する予防接種については、特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置として規定され、緊急事態宣言が行われている場合においては、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が

行われていない場合については、予防接種法第3条第3項（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種対象者、順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることが基本とされている。また、政府行動計画では事前に下記のような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言が行われている場合においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなる。

分 類	説 明
医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 (基礎疾患を有する者、妊婦)
小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。
成人・若年者	
高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群 (65歳以上の者)

(エ) 接種順位

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化や死亡することを可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言が行われた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから国が決定することとしている。本市においては、国の決定順位に従った接種順位とする。

(オ) 住民接種の接種体制

住民接種については、原則として市を実施主体とした集団的接種により接種を実施することとなるが、集団接種や一斉接種（期間を定め医療機関で接種）、個別接種又はそれぞれの組み合わせ等、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(カ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の

提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠であり、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

また、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、道が行う医療機関との連携や情報提供などの措置に協力し医療体制の確保が必要である。このことから、医療機関や医療団体等の関係者と連携を図り医療機関等への情報収集や提供等の体制整備、医療体制等について確認をする。

(6) 市民生活及び市民経済

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要であるとしている。このことから、市内の事業者に対し、職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前の準備を行うことを周知し、市民に対しては、家庭内における感染対策などについて周知を行うこととする。

<発生段階とWHOフェーズとの対応表>

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1、2、3又は相当する公表等
海外発生期	フェーズ4、5、6又は相当する公表等
国内感染期	
国内発生早期	
小康期	ポストパンデミック期又は相当する公表等

<発生段階>

段 階	状 態
未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザなどの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

第3 各段階における対策

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとする。

以下、発生段階ごとに、状態、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

未発生期

- ・**状態**： 新型インフルエンザ等が発生していない状態。海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
- ・**目的**： 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・**対策の考え方**： 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず市行動計画等を踏まえ、国等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等事前の準備を推進する。新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 市行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画、道行動計画を踏まえ発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。(総務部、保健福祉部、各部等)

(2) 体制の整備及び国、道等との連携強化

ア 海外における鳥インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備を行う。(総務部、保健福祉部、各部)

イ 道、指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報交換、連携体制の確認等を行う。(各部)

2 情報収集・サーベイランス

(1) 情報収集

国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の最新情報を収集する。(保健福祉部)

(2) サーベイランス

- ア 毎年冬季間に流行する季節性インフルエンザについては、保健所において行うインフルエンザ定点医療機関において患者発生状況の調査（サーベイランス）等により、流行状況について把握する。（保健福祉部）
- イ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に把握する。（保健福祉部、教育委員会）

3 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ア 市民等に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し継続的に分かりやすい情報提供を行う。（保健福祉部）
- イ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、個人レベルの感染予防対策の普及を図る。（保健福祉部）
- ウ 必要に応じ、インフルエンザ相談窓口を設置し、市民からの来所及び電話などによる一般的なインフルエンザに関する相談に対応する。（保健福祉部）

(2) 体制整備等

- 広報広聴体制の整備等を以下のとおり行う。（企画部、保健福祉部）
- ア 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や方法等について検討を行う。
- イ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ウ 常に情報を受ける市民の反応や必要としている情報等を把握し、情報提供に活用する。
- エ 道や関係機関の担当者等との間においてメールや電話などにより緊急情報を共有できる体制を構築する。

4 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

当市、学校及び市内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合には、保健所等に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えることやマスクの着用等の咳エチケットを行うなど基本的な感染対策について理解促進を図る。（保健福祉部、各部等）

イ 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染予防対策について周知を図るための準備を行う。（保健福祉部）

ウ 水際対策

検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所を中心とした、新千歳空港区域の衛生管理等を目的とする組織などや保健所等関係機関と連携し対応を図る。(保健福祉部)

(2) 予防接種

ア 登録事業者の登録

(ア) 国が行う登録事業者の登録業務に必要な応じ協力する。(保健福祉部、各部)

(イ) 特定接種の対象となる本市職員等の把握を行う。(総務部)

イ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

本市職員等に対する特定接種が速やかに実施できるよう市内の接種体制の構築を行う。(総務部、保健福祉部)

(イ) 住民接種

① 特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく市民へのワクチン接種を速やかに行うため、あらかじめ優先接種対象者(ワクチン必要量)を把握するなど、接種体制の構築を図る。(保健福祉部)

② 円滑な接種を実施するため国及び道の支援を受け、本市以外の市町村においても接種を受けられるよう市町村間による広域的な協定締結などに努める。(保健福祉部)

③ 速やかに接種ができるよう国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、道、医師会、学校関係者、事業者等と連携し、接種体制や接種場所、接種時期等の周知方法、接種の具体的な実施方法等について検討を行い、準備を進める。(保健福祉部)

ウ 情報提供

市民に対し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位など基本的な情報の提供を行い、理解促進を図る。(保健福祉部)

(3) 北海道との調整

特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請及び特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等の施設の使用制限の要請について、本市の状況を十分把握したうえで要請が実施されるよう平時から道と調整を図る。(保健福祉部、教育委員会)

5 医療

(1) 地域医療体制の整備

道と連携し、保健所を中心として千歳医師会、千歳薬剤師会、指定(地方)公共機関及び協力医療機関、消防等関係者と密接に連携を図り医療体制整備に協力する。(保健福祉部)

(2) 道内感染期に備えた医療の確保

道と連携し、次の点に留意して道内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

(保健福祉部、消防部)

ア 道は全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請することから、作成の支援に努める。

イ 道内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めるとともに、感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を行う。

(3) 医療資器材の整備

必要となる医療資器材(個人防護具等)をあらかじめ備蓄・整備する。(総務部、保健福祉部、消防部)

6 市民生活及び市民経済

(1) 食糧品、生活必需品の備蓄等

市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭における感染対策や食糧品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前準備を周知する。(総務部、保健福祉部)

(2) 業務計画等の策定

市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等、事前準備を呼びかける。(各部)

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への生活支援

道と連携し、道内感染期における要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、その具体的な方法を決めておく。(保健福祉部、各部)

(4) 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力の維持・向上を図るとともに、一時的に遺体を安置できる施設等について検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う。(市民環境部)

海外発生期

- ・ 状態：国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、海外において新型インフルエンザ等が発生し、発生国・地域が限定的な場合や流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。
- ・ 目的：新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努め、国内発生に備えた体制整備を行う。
- ・ 対策の考え方：1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような措置をとる。
2) 対策の判断に役立てるため、海外における発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。

- 3) 海外における発生状況について注意喚起を行うとともに、国内発生に備え発生した場合の対策について情報提供を行う。
- 4) 医療機関等への情報提供、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制

(1) 体制強化等

- ア 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、必要に応じて警戒本部を設置し会議等において情報共有を行うなど、対策本部設置に向けた準備を進める。(総務部、保健福祉部、各部)
- イ WHOが新型インフルエンザのフェーズ4又はこれに相当する宣言等を公表し、政府対策本部、道対策本部が設置された場合は、市長を本部長とする対策本部を設置する。(総務部、保健福祉部、各部)
- ウ 国、道が示す基本的対処方針等に基づき、市対策本部において対応方針を決定し、迅速な対応を図る。(保健福祉部)

2 情報収集・サーベイランス

(1) 情報収集

国、道等の関係機関から、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(保健福祉部)

(2) サーベイランス

道が行うサーベイランスに協力するとともに、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の状況を把握する。(保健福祉部、教育委員会)

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

市民に対し、海外における発生状況、現在の対策、国内において発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にし、リアルタイムによる情報提供を行う。(企画部、保健福祉部)

(2) 情報共有

国、道及び関係機関等と情報共有を行う担当窓口を設置し、対策の理由、プロセス等の共有を図る。(保健福祉部)

(3) コールセンターの設置

ア 国からの要請によりコールセンターを設置し、国のQ&A等を参考に市民からの問い合わせや相談に対応する体制を整える。(保健福祉部)

イ 市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて道等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。(保健福祉部)

4 予防・まん延防止

(1) 予防接種

ア 接種体制

(ア) 特定接種

国と連携して、本市職員の対象者に集団的な接種を基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務部、保健福祉部)

(イ) 住民接種

- ① 発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、道と連携をして接種体制の準備を行う。(保健福祉部)
- ② 新臨時接種をすべての市民が速やかに受けられるよう集団接種や協力医療機関においての一斉接種(期間を定め集中的に接種)、個別接種あるいはそれぞれを組み合わせる方法など対象者に応じた体制を構築する。(保健福祉部)
- ③ 新臨時接種のワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者、接種順位、接種体制などの具体的な情報を市民等に対し積極的に情報提供を行う。(企画部、保健福祉部)

5 医療**(1) 新型インフルエンザ等の症例定義**

国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、道と連携を図り関係機関に周知する。(保健福祉部)

(2) 医療体制の整備

道が進める帰国者・接触者外来の整備、医療機関における診療体制の整備に協力をする。(保健福祉部)

(3) 医療機関等への情報提供

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を道、千歳医師会等と連携し医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉部)

6 市民生活及び市民経済**(1) 事業者の対応**

市内の事業者に対して、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策実施のため準備を行うよう要請する。(関係各部)

(2) 遺体の火葬・安置

斎場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(市民環境部)

国内発生早期

- ・ 状態：国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。(接触歴を追うことができる状態は都道府県によって状況が異なる可能性がある。)

(地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

- ・ **目的：** 1) 市内における感染拡大をできる限り抑える。
2) 患者に適切な医療を提供する。
3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
- ・ **対策の考え方：** 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、国が緊急事態宣言を行った場合には積極的な感染対策等をとる。
2) 医療体制や感染対策については、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得る必要があることから、情報を積極的に市民に周知する。
3) 国内における患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、道と連携し国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、道と連携し増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関における院内感染対策を実施するよう依頼する。
5) 国内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等感染拡大に備えた体制整備を進める。
6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 当市対策本部の設置の継続

国において緊急事態宣言が行われた場合は、ただちに、市対策本部を設置し対応方針を決定する。(総務部、保健福祉部、各部)

2 情報収集・サーベイランス

(1) 情報収集

引き続き、国、道等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の発生状況、対策等に関する国内外の情報を収集する。(保健福祉部)

(2) サーベイランス

引き続き、道と連携をして新型インフルエンザ患者数等の把握を行い、学校等における集団発生状況を把握する。(保健福祉部、教育委員会)

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ア 海外発生期に引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策の内容、決定プロセス、理由、実施主体等について、リアルタイムによる情報提供を行う。(企画部、保健福祉部)
- イ 市民等に対し、個人レベルの感染対策や感染が疑われまた患者となった場合の対応(受診の方法等)などについて理解しやすいよう周知を行う。また、学校・保育施設や職場等についても関係機関と連携し、感染対策等の情報を周知する。(保健福祉部、各部)
- ウ 市民からの問い合わせの内容等を集約し、必要に応じて国、道等へ報告をする。また、市民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。(企画部、保健福祉部)
- エ 要配慮者等に対しては、それぞれの対象者ごとの特性に応じた内容、表現にすることに留意し、以下の対応により必要な情報が周知されるよう注意する。
 - (ア) 要介護者や一人暮らし高齢者等に対しては、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関と連携した周知を行うほか、特に支援が必要な者には、民生児童委員等が訪問し、情報提供とともに支援が必要な場合の連絡先等の周知を図る。(保健福祉部)
 - (イ) 障害者に対しては、視覚障害者向けの点字版広報物の作成のほか、障害者福祉団体及び障害福祉サービス事業所等を通じ周知を行う。また、特に支援が必要な者には民生児童委員等が訪問し、情報提供を行うとともに支援が必要な場合の連絡先等の周知を図る。また、必要に応じて、担当部署と連携し、手話通訳の派遣を検討する。(保健福祉部)

(2) コールセンター等の体制充実・強化

国が配布するQ&Aや市対策本部においてとりまとめた相談状況等に基づき、設置したコールセンター等の相談体制の充実・強化を図る。(保健福祉部)

4 予防・まん延防止

(1) 市内のまん延防止対策

- ア 地域発生早期となった場合には、国や道が感染症法に基づき行う、患者や患者の同居者等の濃厚接触者への対応に協力をする。(保健福祉部)
- イ 国、道と連携して、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - (ア) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等、基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を周知する。(各部)
 - (イ) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を周知する。(各部)
 - (ウ) 公共交通機関等に対し、利用者に対しマスク着用の励行を呼びかけるなど適切な感染対策を講ずるよう周知する。(企画部、保健福祉部)
- ウ 国及び道と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防対策を強化するよう

周知する。(保健福祉部)

(2) 予防接種

ア 特定接種

ワクチンが確保された場合、本市職員を対象者とする特定接種を進める。

(総務部、保健福祉部)

イ 住民接種

(ア) 住民接種については、国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図り、関係者の協力を得て接種を開始する。(保健福祉部)

(イ) 国、道及び医師会等と連携して接種会場を確保し、集団接種を行う。また、協力医療機関において一斉接種(期間を定め集中的に接種)を行うことや、個別接種あるいはそれぞれの組み合わせ方法等、接種対象者に応じた接種を行う。(保健福祉部)

(3) 臨時の予防接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(保健福祉部)

(4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、道が必要に応じて行う措置に協力をする。(保健福祉部)

5 医療

(1) 患者への対応等

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者の対応にあたるとともに同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与など有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、道に報告し感染症指定医療機関等に移送する。(保健福祉部)

(2) 医療機関等への情報提供

国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉部)

6 市民生活及び市民経済

(1) 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防対策を開始するよう周知する。(各部)

(2) 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食糧品、生活必需品等の購入に当たり消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食糧品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう周知する。(関係各部)

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以

下の対策を行う。

ア 水の安定供給

水を安定的かつ適切に供給するため、消毒その他衛生上の措置等必要な措置を講ずる。(水道局)

イ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係各部)

ウ 要配慮者への生活支援

(ア) 特措法第 45 条第 2 項に基づき保育所の使用制限の要請が実施された場合には、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇等の取得に配慮するよう要請する。また、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、道と調整し必要に応じ一部の保育所及び児童館等を開所する。(産業振興部、保健福祉部)

(イ) 特措法第 45 条第 2 項に基づき老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設(通所及び短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請が実施された場合には、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。また、在宅による生活の継続が困難な要配慮者については、道と調整し必要に応じ一部の短期入所施設等を開所する。(保健福祉部)

国内感染期

- ・ 状 態： 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。(接触歴を追うことができる状態は都道府県によって状況が異なる可能性がある。)

(地域未発生期)

道内において新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

道内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(地域感染期)

道内において新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)。

- ・ 目的： 1) 医療体制を維持する。
2) 健康被害を最小限に抑える。
3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
- ・ 対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難であることから、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減対策に切り替える。
2) 地域ごとに発生の状況や実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
3) 状況に応じた医療体制や感染予防対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について、積極的な情報提供を行い周知する。
4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため関係団体等と連携を図り必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会活動についてもできる限り継続させる。
5) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え医療体制への負荷を軽減するために住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合には速やかに実施をする。
6) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策は縮小・中止を図る。

1 実施体制

(1) 市対策本部の設置の継続

引き続き市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

ア 市対策本部における対応方針の決定

国において、当市を区域とする緊急事態宣言が行われた場合には、ただちに、市対策本部において対応方針を決定する。(各部)

イ 他の地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等業務継続計画に基づく体制を講じても、なお新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(総務部、各部)

2 情報収集・サーベイランス

(1) 情報収集

引き続き、国、道等の関係機関から、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(保健福祉部)

(2) サーベイランス

道が行うサーベイランスに協力するとともに、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の状況を把握する。(保健福祉部、教育委員会)

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ア 引き続き、利用可能な媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策の内容、決定プロセス、理由、実施主体等について、リアルタイムによる情報提供を継続する。(企画部、保健福祉部)
- イ 引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう周知を行う。また、流行状況に応じた医療体制を周知するとともに学校・保育施設等や職場における感染予防対策の情報や社会活動状況についても情報提供を行う。(企画部、保健福祉部)
- ウ 引き続き、市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて国、道等へ報告をする。また、市民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。(企画部、保健福祉部)

(2) コールセンター等の継続

国の要請により設置したコールセンター等の相談体制を継続する。(保健福祉部)

4 予防・まん延防止

(1) 市内のまん延防止対策

- ア 国及び道と連携して、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - (ア) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等、基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(各部)
 - (イ) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を周知する。(各部)
 - (ウ) 公共交通機関等に対し、利用者に対しマスク着用の励行を呼びかけるなど適切な感染対策を講ずるよう周知する。(企画部、保健福祉部)
- イ 国及び道と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防対策を強化するよう引き続き要請する。(保健福祉部)

(2) 水際対策

国の水際対策が継続される場合には、引き続き協力をする。(保健福祉部)

(3) 予防接種

国内発生早期の対策を継続する。(保健福祉部)

(4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、道が必要に応じて行う措置に協力をする。(保健福祉部)

5 医療

(1) 医療機関等への情報提供

国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉部)

(2) 在宅で療養する患者への支援

国及び道と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を必要に応じ行う。（保健福祉部）

（３）緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、道が必要に応じて行う臨時の医療対策について、必要な協力をを行う。（保健福祉部）

6 市民生活及び市民経済

（１）事業者の対応

国、道等と連携し、事業者団体等を通じて、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防対策を講じるよう要請する。（関係各部）

（２）市民・事業者への呼びかけ

国、道等と連携し、市民に対し、食糧品、生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食糧品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（産業振興部、各部）

（３）経済対策

新型インフルエンザ等のまん延及び風評被害等により、経営に影響を受けた場合には、中小企業等事業者の支援について検討する。（産業振興部、観光スポーツ部）

（４）要配慮者への生活支援

ア 地域包括支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会、町内会等に対して、平時からの地域における見守り活動等の取組の中で、支援を必要とする在宅の要配慮者及びその支援のニーズを把握するよう努め、本市及び医療機関、福祉サービス事業所等に相談、連絡することにより、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援につなげていくよう要請する。（保健福祉部、関係各部）

イ 支援を必要とする要配慮者への食事の提供等の日常生活に係る生活支援については、福祉サービス事業所等の訪問介護によることを基本とし、事業所間の相互調整を図るほか、支援を必要とする要配慮の需要の拡大に応じて、小売店や運送業者等の民間事業者に対し、食事の提供及び生活必需品の配達に係る協力要請を行う。また、要配慮者の医療機関への搬送、死亡時の対応や、緊急を要する食事の提供及び生活必需品の配達等を直接実施するなど、道と連携して、要配慮の生活支援に係る総合調整を行う。（保健福祉部、消防部、関係各部）

ウ 特措法第45条第2項に基づく、保育所の使用制限の要請が実施された場合、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。また、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、道との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の保育所及び児童館等を開所する。（産業振興部、保健福祉部）

エ 当市は、特措法第45条第2項に基づく、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。また、在宅での生活の継続が困難な要配慮については、道との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等を開所する。（保健福祉部）

（5）埋葬・火葬の特例等

- ア 斎場の火葬炉を可能な限り稼働させる。（市民環境部）
- イ 死亡者が増加し、斎場の火葬能力を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保する。（市民環境部）
- ウ 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。（市民環境部）

小康期

- ・ 状態：新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。大流行はいったん終息している状況。
- ・ 目的：市民生活及び市民経済の回復を図り流行の第二波に備える。
- ・ 対策の考え方：
 - 1）第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行い、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
 - 2）第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
 - 3）情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
 - 4）第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

- （1）これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、当市行動計画等の見直しを行う。（総務部、保健福祉部、各部）
- （2）緊急事態解除宣言が出され政府対策本部が廃止された時は、速やかに市対策本部を廃止する。（総務部）

2 情報収集・サーベイランス

（1）情報収集

国、道等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（保健福祉部）

（2）サーベイランス

再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生状況を把握する。（保健福祉部、教育委員会）

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

ア 引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(企画部、保健福祉部、各部)

イ 市民から寄せられた問い合わせ等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(企画部、保健福祉部、各部)

(2) コールセンター等の体制の縮小

国からの要請を踏まえ、インフルエンザ相談窓口等の体制を通常に戻す。(保健福祉部)

4 予防・まん延防止

(1) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(保健福祉部)

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(保健福祉部)

5 医療

(1) 医療体制

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(保健福祉部)

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。(関係各部)

6 市民生活及び市民経済

(1) 市民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、引き続き、市民に対し、食糧品・生活関連物資等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食糧品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(関係各部)

(2) 経済対策

新型インフルエンザ等のまん延及び風評被害等により、経営に影響を受けた中小企業等の事業者を支援するため、経営相談窓口の設置等について検討する。(産業振興部、観光スポーツ部)

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

国及び道等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(総務部、保健福祉部、各部)

【参 考】

千歳市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 25 日条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、千歳市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部にそれぞれ部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

道としても、本行動計画の関連事項として政府行動計画に準じ、対策の概要を示すこととします。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化

① 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。

情報の集約・共有・分析に当たっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部が連携しながら効率的に行います。(保健福祉部、関係部)

② 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討します。(保健福祉部、関係部)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。

情報収集源

- ・ 国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 都府県、市町村

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。(保健福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行います。(保健福祉部、関係部)

(3)-2 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行います。(保健福祉部、関係部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-1-1 水際対策

① 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行います。(保健福祉部)

② 道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努めます。(保健福祉部)

(4)-1-2 疫学調査、感染対策

① 道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施します。(保健福祉部)

② 道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等の実施に努めます。(保健福祉部)

③ 道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。(保健福祉部)

(4)-1-3 家きん等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。(関係部)

- ・国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を行います。(農政部)
- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。(関係部)
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。(警察本部)

(5) 医療

(5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

① 道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、

抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。
(保健福祉部)

② 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。(保健福祉部)

③ 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じます。
(保健福祉部)

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。

(保健福祉部)

- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。(保健福祉部)

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。ヒトでのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる「A/H1N1」、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症、若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment:PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新臨時接種

予防接種法第6条第3項に規定する予防接種をいう。

〔予防接種法第6条第3項〕厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又はその期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致死率(致命率 Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）。発生したインフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザウイルスのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では、H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ 臨時の予防接種

特措法第 46 条及び予防接種法第 6 条第 1 項に規定する予防接種をいう。

特措法第 46 条第 1 項（引用）：政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき

は、基本的対処方針を変更し、第 18 条第 2 項第 3 号に掲げる重要事項として、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

予防接種法第 6 条第 1 項（引用）：都道府県知事は、A 類疾病及び B 類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延防止上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、市町村長に行うよう指示することができる。

千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 12 月

千歳市総務部危機管理課

〒066-8686 千歳市東雲町 2 丁目 34 番地

電話 0123-24-3131（内線 240）

FAX 0123-22-8852

URL <http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>